

平成23年(ハ)第11389号 慰謝料請求事件

原告

被告

意見書

2011年(平成23年)10月3日

東京簡易裁判所 民事第4室1係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 紀 藤 正 樹

外7名

- 1 本件は、都内在住の原告が、原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」という。)等に基づき損害賠償を求める事案である。

福島第一原発事故後初めて、被告の事故に対する責任を問うた事件で、被告の反論も含め、マスコミでも大きな注目を集め、市民・国民にとっては大きな関心事であり、ひいては日本の将来においてきわめて大きな意義を有する事件である。

- 2 3月11日以降の福島第一原発事故により飛散させられた放射性物質は、福島県内に止まらず、関東地方を越え、静岡県の茶葉から国の暫定基準値を越す放射性セシウムが検出されるなど、極めて広範囲に及んでいる。

東京都内でも、3月23日に葛飾区の金町浄水場で、乳幼児の暫定基準値の2倍を越す放射性ヨウ素が検出された。東京都は、ここから配水される、東京23区・武蔵野市・町田市・多摩市・稲城市・三鷹市の住民に対し、水道水の乳児への飲用を控えるよう要請した。安全と思われてきた水道水が放射性物質に汚染されたとの報道は、多くの都民を強い、恐怖と不安に陥らせ、都内のあらゆる場所から、ミネ

ラルウォーターが枯渇してしまったこと、多くの者が安全な水を確保しようと奔走させられたことは記憶に新しいところである（甲13）。

このように、福島第一原発事故後以後の混乱と不安は、私たちがこれまで経験したことのないものであり、都内在住者ですら、同原発から現在もなお排出され続けている放射性物質への不安感・恐怖感、これによって種々の生活上の不便を強いられている。

そして、これをもって、財産上または精神的に損害を強いられたと考えることは、多くの人共感しており、被告が主張する「原告個人の考え方、性格、感受性等の個人的資質に基づく特異な現象」（被告答弁書3頁）と片付けられるものではない。

震災後の混乱さめやらぬ3月28日に、市民・国民の言わば代表として、いち早く被告に対する訴えを提起し、これまで一市民の費用と努力で本件訴訟を遂行してきた原告の勇気と行動力は、賞賛に値するものである。

3 本件は福島原発事故による損害の賠償について、初めての司法判断を求めようとするものである。

原賠法には、原子力損害に該当する損害の範囲、あるいは一般不法行為規定との競合関係など複数の法律解釈に関する争点が含まれ、本訴訟の判断が一つの先例となって、今後の原子力損害の賠償実務等に大きな影響を及ぼすであろう事が確実である。

したがって、私たち原告代理人団は、福島第一原発事故後による財産上・非財産上の損害が適切に賠償されるよう、原告の訴えの請求原因を、一般不法行為に基づく請求も含めて再検討することを予定している。

そして、御庁に於いても、本件の影響力の重大さに鑑み、慎重審理を強く求めるものである。

したがって、当職らとしては、本件を東京地方裁判所に移送することを強く求める次第である。

以上

東京地裁に付託を希望